

C型肝炎被害者の救済に関する意見書

平成20年1月11日に制定された「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」（以下特措法という）は、給付金の支給を受けるにあたり、製剤投与の事実、感染との因果関係、C型肝炎の症状について裁判の手続きの中で確認を受ける必要があり、当時のカルテまたは手術記録、投薬指示書等の書面、医師、看護師等による投与事実の証明や、本人、家族等による記録、証言等も考慮して判断がなされ、薬害C型肝炎被害者と認定された患者の症状に応じて給付金が支払われる。

しかし、カルテなどで投与の事実が証明できるものはごく限られたものであり、C型肝炎は感染してから発症するまで5年以上経過する例がほとんどであり、保存義務5年のカルテによる証明が難しく救済の対象から外れかねない。

よって、衆参両院の厚生労働委員会でも決議されていることから、これらの患者を救済するため下記の事項について、速やかに必要な措置を行うよう強く要望する。

記

- 1、 病院等の廃院などによりカルテが不明となっている等、投与証明ができない薬害肝炎被害者についても、特措法を適用し一律に救済すること。
- 2、 法律の施行の日から5年に限られている給付金の支給請求については、施行後における請求状況を勘案し必要があると認める時は、その期限を延長すること。
- 3、 血液製剤を投与されウイルス性肝炎に感染した者への必要な措置について早急に検討すること。
- 4、 ウイルス性肝炎の早期発見、早期治療体制の確立と相談支援の強化を図ること。
- 5、 肝炎対策の基本理念を明らかにするための法律、肝炎基本法を早急に制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月23日

岐阜県可児市議会

衆議院議長	河野	洋平	様
参議院議長	江田	五月	様
内閣総理大臣	麻生	太郎	様
法務大臣	森	英介	様
財務大臣	与謝野	馨	様
厚生労働大臣	舛添	要一	様